

忘れていませんか 相続登記

近年、不動産（土地、建物）をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされないケースが数多く存在しており、「所有者不明土地問題」として社会問題になっています。

相続登記がされないと、登記簿を見ただけでは不動産の所有者やその所在を把握できないため、まちづくりのための公共事業や災害時の復旧復興が進まないといった問題が生じ、不動産取引を円滑に行うことが難しくなります。このため、令和6年4月1日から、これまで任意であった相続登記の申請が義務化されることになりました。

不動産の相続登記をお済みでない方は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請をお願いします。なお、相続登記の申請に当たっては、以下のサービスをご利用いただくと便利です。

■札幌司法書士会「相続登記相談センター」

相続手続全般、個別の具体的な内容についての相談専用ダイヤルです（相談料無料）。

札幌司法書士会 ☎ 011-211-6665（平日12時～15時）

■法務局「登記手続案内」 ※原則、電話での対応となります。

申請書様式や必要な添付書類の種類などについてご案内します。

札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-347403（平日8時30分～17時15分）

家屋を取り壊したときは手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊したときは、年内に手続きを済ませましょう。固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に家屋を取り壊した場合、翌年度から課税されなくなります。

①登記済の家屋を取り壊した場合 → 法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記の家屋を取り壊した場合 → 税務住民課に家屋滅失届を提出してください。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 22513 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-347151

広告欄

スタッフ募集

募集内容 歯科衛生士・歯科助手（パート）
時 給 歯科衛生士 1000円～
歯科助手 920～
勤務時間 午前 9:00～13:00
午後 14:30～19:00（診療終了まで）
（土）は、13:00（診療終了まで）
業務内容 診療介助、清掃、受付
勤務時間は相談可能です
ブランクのある方、主婦の方でもOKです。
歯科助手は、未経験者OKです。

〒059-1911 勇払郡安平町追分本町5丁目62-2
ひまわり歯科医院
TEL 0145-26-6480

ふるさと納税（9月実績）

安平町は、たくさんの方に
応援いただいています。

寄付件数 2,507件
金 額 26,822,000円

広告欄

あなたの
悩みに
コタエを
出します

**面談
電話 完全無料**
相談予約
ダイヤル **0144-35-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土曜 10:00～13:00

電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

広告欄

お電話一本でご自宅までのお伺いも承ります！

◆各内祝 ◆お中元
◆お歳暮 ◆法要のお返し
◆景 品 ◆トロフィー
◆記念品 ◆雑 貨

贈り物の専門店 ケーズデンキさんとなり
ダイソー 苫小牧市新開町4丁目2-12
☎ (0144) 53-0901

カタログギフト全品
通常価格2,530円
2,365円～
通常価格55,880円
50,600円
までご予算に合わせて選べます。10%OFF

ホームページ 公式 ダイソー 検索